

# 乳幼児医療費助成・児童手当の申請はお済みですか

## 乳幼児医療費助成

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るために、医療費を助成する

### 制度です。

▼対象  
町に住所のある0歳から就学前の子ども  
※子どもの年齢によって適応範囲に制限があります

## 児童手当

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することで家庭での生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成・資質の向上に資することを目的としています。

町に住所のある0歳から小学校修了前までの子どもを養育されている方  
※申請の翌月からの受給になります。また、保護者の所得によって手当を受けられないことがあります  
△ご注意ください▽  
①転入された方で、前の住所地で乳幼児医療費助成・児童手当を受けていた場合で給できない場合があります  
・遺族年金や障害年金等の公的年金・労災等の受給者は該当になりません  
・国籍は問いませんが外国籍の方は、外国人登録をして一定の在留資格のある方に限り  
・児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生日まで手当が受けられます

も、本町で新たに申請する必要がありません  
②本町ですでに乳幼児医療費助成・児童手当を受けていても、新たに子どもを出産された場合は、新たに申請する必要があります  
③申請をしなければサービスは受けられません  
●町社会福祉児童課児童福祉班  
☎(70)0331

## 各種手当をご存じですか

児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的として、さまざまな手当を支給しています。各種手当は受給資格があつても申請しないと支給されませんので、必ず手続きを行ってください。

### ●児童扶養手当

父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童

### △注意事項▽

・本人・同居親族の所得状況など一定の条件により、受給できない場合があります

### ●ひとり親家庭等医療費助成事業

18歳に達した日以後の3月

## 予防接種はお早めに

### 麻疹風しん

#### 予防接種

該当者にはすでに通知(配布)をしました。また接種を受けていない方は、できるだけ夏休み中に受けましょう。なお、麻疹(はしか)や風しんにかかった方でも受けられます。

▼対象Ⅱ 中学1年生(第3期)、高校3年生(18歳相当・第4期)の方  
※麻疹・風しん単独ワクチンを希望の場合は問い合わせ

#### △接種方法▽

①町保健センター ※予約制  
▼日時Ⅱ 7月22日(水)・27日(月)・8月3日(月)・11日(火)・28日(金) 受付13時20分～14時10分

※この日程以外で保健センターでの接種を希望の場合は連絡をお願いします  
▼申込方法Ⅱ 8月31日(月)までに電話・ファクス、町ホームページから電子申請を利用

②町内協力医療機関  
▼場所Ⅱ いしだ医院、板倉内科

科医院、うじはらクリニック、駒込クリニック、佐久間医院はにや内科、みずほクリニック、みどりが丘クリニック、橋本医院  
▼申込方法Ⅱ 各医療機関で申し込み  
③町外医療機関  
▼場所Ⅱ 県内定期予防接種相互乗り入れ制度に登録の施設  
▼申込方法Ⅱ 8月31日(月)までに電話・ファクス、町ホームページから電子申請を利用

「積極的勧奨は差し控える」方針を継続する通知がありました。平成17年4月2日(年少児)から平成14年4月1日生(小学1年生)でこれまで日本脳炎予防接種を受けたこと

## 日本脳炎予防接種(希望者)

6月に新ワクチン(乾燥細胞培養ワクチン)が発売されましたが、厚生労働省より「積極的勧奨は差し控える」方針を継続する通知がありました。

## 二種混合(破傷風・ジフテリア)

▼対象Ⅱ 小学6年生で未接種の方  
※連絡をお願いします  
●町健康介護課健康指導班  
☎(70)8321  
☎(70)8322

## 地域包括支援センターだより 24

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者を、総合的に支えるための機関です。今回は、町から委託を受けて、地域の身近な相談窓口として活動している「在宅介護支援センター」を紹介します。

●在宅介護支援センターとは  
24時間365日、住民の方が地域の身近なところで相談できるよう設置されています。また、必要に応じて地域へ出向き、一人暮らしの方の訪問や、関係機関と連携をとりながら支援を行ったり、介護予防の普及啓発活動や町の高齢者福祉事業の紹介などを行ったりしています。

コラム ある日のものがたり  
～在宅介護支援センターの1日～  
ある日、在宅介護支援センターの電話が鳴った。その電話は、地域住民からの相談だった。「最近、自宅から全く出てこない一人暮らしのAさん。訪問したところ、家の中はゴミだらけで、ずっと風呂に入っていない様子。本人からは困っているとか、手伝ってもらいたいという訴えがないが心配」との相談だった。その後、在宅介護支援センターと相談者でAさん宅を訪問。Aさんの話に耳を傾け、寄り添い、専門的な立場から「この人に何が起

ているのか、どんな支援が必要なのか」を見極める。今後の生活と支援方針を話し合い、Aさんと一緒に家の中の片付けを行った。幸い近所の方の相談が早かったため、介護保険の申請を行い、訪問介護のサービスを利用し、現在も自宅での一人暮らしを続けている…。

(あとがき)  
介護保険制度が始まり、介護保険サービスを利用できるようになった方々の生活はある程度保障されてきました。それでも、さまざまな理由で介護保険の利用につながらない方の支援や一人暮らしの方の相談対応等を続ける中、いかに地域住民や関係機関の見守り心が大切かを痛感しています。誰かが何かしてくれるから任せるとはではなく、「縁」があつて町に暮らしている一人一人が、何かひとつ、誰かのためにお手伝いできることを考えて実行していけば、この町はもっと暮らしやすい町になっていくと思います。そんなことを考えながら、これからも地域の方々と一緒に、高齢者が安心して生活していくためのお手伝いをしていきたいと思っています。  
(文責：在宅介護支援センター職員)

●町社会福祉児童課児童福祉班  
☎(70)0331

## とうけい解析② 今月は経済センサスー基礎調査

現在、全国すべての事業所や企業を対象に、経済センサスー基礎調査が行われています。

調査は、対象となる企業・事業所の規模に応じて、調査員が各事業所を訪問して行う調査と国・都道府県・市町村が行う調査に分かれています。

調査員調査として、調査員証を携帯した各調査員が、順々に町内の各事業所・企業へ伺わせていただいています。調査票への記入にご協力をお願いします。

### ●経済センサスー基礎調査ってなに？

この調査は、事業所・企業の産業、従業員規模等の基本的構造を明らかにし、産業構造や経済活動の状況を正確に把握するために行われます。

この結果は、さまざまな政策や施策の基礎資料として利用されます。

- 調査の内容  
名称・電話番号、所在地、事業所の従業員数、事業所の事業の種類・業態、事業所の開設時期、経営組織 など
- 調査・回収方法  
各調査員が直接お伺いして、調査票の配付と回収を行います。
- 調査員の役割  
平成21年経済センサスー基礎調査に従事する調査員は、市区町村の推薦に基づき、県知事が任命した特別職の地方公務員です。調査員は、担当する調査区域内の事業所・企業を訪問して、調査票の配布や記入依頼、調査票の回収などを行います。また、調査票の記入漏れや誤りがないかを検査し、必要に応じて電話などで確認を行います。調査員へのご理解とご協力をお願いします。